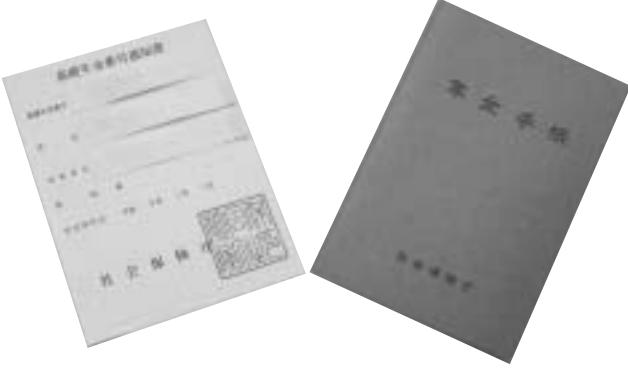


## 特集

# 年金記録をめぐる問題への対応



今、年金に関して、基礎年金番号に結び付けられていない記録の問題、年金記録の誤りなど的问题が大きく取り上げられています。

今回の特集では、基礎年金番号の導入の経緯、統合の状況などについて説明し、社会保険庁や神埼市が行う対応についてお知らせします。

- ◆ 平成9年の基礎年金番号の導入以来、それ以前に交付された年金手帳の記号番号について統合作業は進められていますが、いまだ基礎年金番号の下で管理されていない年金記録の原簿の記録が「約5000万件」あります。
- ◆ 厚生年金の喪失台帳（旧台帳）の記録、船員保険の旧台帳の記録は、マイクロフィルムにより保管されていますが、基礎年金番号の下に統合・管理されない記録がある可能性があることがわかりました。
- ◆ コンピュータの記録が元の記録（台帳など）から正確に転記されていない記録が見つかっています。
- ◆ 保険料を納めていた旨を本人が申し立てしているにもかかわらず保険料の納付の記録が原簿であるコンピュータの記録に収録されていないケースがあります。

### ○直面する年金記録問題

- ◆ 平成9年の基礎年金番号の導入前は、加入者の記録は、国民年金、厚生年金保険、船員保険、共済組合のそれぞれの保険者ごとに管理されていたため、加入する年金制度が複数ある場合などに記録の確認が困難、国民年金第1号被保険者および第3号被保険者への届出もれが発生するという問題がありました。

安定性が図れないことにもつながっており、これらの問題の解消を図るため、各年金制度共通の基礎年金番号が導入されました。導入前は、加入者の記録は、国民年金、厚生年金保険、船員保険、共済組合のそれぞれの保険者ごとに管理されていたため、加入する年金制度が複数ある場合などに記録の確認が困難、国民年金第1号被保険者および第3号被保険者への届出もれが発生するという問題がありました。

基礎年金番号導入前は、厚生年金などでは、転職すること、国民年金では、転入することに年金手帳記号番号が付番され、一人で複数の年金手帳記号番号を持つている場合がありました。

しかし、いまだに統合されませんでした。基礎年金番号の通知の際や名寄せ作業により複数もつている可能性のある方に手続きのお知らせがなされ、また、年金裁定請求や年金相談などの際にも基礎年金番号への統合がすすめられました。

しかし、いまだに統合されませんでした。基礎年金番号の通知の際や名寄せ作業により複数もつている可能性のある方に手続きのお知らせがなされ、また、年金裁定請求や年金相談などの際にも基礎年金番号への統合がすすめられました。

### ○基礎年金番号の導入の経緯

平成9年1月の基礎年金番号導入前は、加入者の記録は、国民年金、厚生年金保険、船員保険、共済組合のそれぞれの保険者ごとに管理されていたため、加入する年金制度が複数ある場合などに記録の確認が困難、国民年金第1号被保険者および第3号被保険者への届出もれが発生するという問題がありました。

基礎年金番号導入前は、厚生年金などでは、転職すること、国民年金では、転入することに年金手帳記号番号が付番され、一人で複数の年金手帳記号番号を持つている場合がありました。

しかし、いまだに統合されませんでした。基礎年金番号の通知の際や名寄せ作業により複数もつている可能性のある方に手続きのお知らせがなされ、また、年金裁定請求や年金相談などの際にも基礎年金番号への統合がすすめられました。

## 加入者の種類



### 第1号被保険者

農林漁業や自営業などの人とその配偶者および学生



### 第2号被保険者

雇用の年金制度（厚生年金保険または共済組合）に加入している人



### 第3号被保険者

第2号被保険者（65歳未満）に扶養されている配偶者

## ○社会保険庁などの対応

### ①年金記録の名寄せ

平成19年12月から平成20年3月までを中途に基礎年金番号に統合されていない記録を突合し、同一人の可能性のある年金受給者および現役加入者に対し、年金加入履歴が送付される予定です。

### ②すべての方への加入履歴のお知らせ

名寄せにより新たに記録が結びつくと思われる方には、平成19年12月から平成20年3月までを中途に加入履歴のお知らせが予定されています。

また、名寄せの結果、お寄せの対象とならなかつた年金受給者の方には、平成20年4月・5月を中途に、現役加入者の方には、平成20年6月から10月までを中途に加入履歴の送付が予定されています。

### ③コンピュータの記録と台帳との計画的な突合

未統合記録の把握を徹底するため、社会保険庁内のマイクロフィルムの記録および市町村の簿の記録とオンライン記録との突合が行われ、その進捗状況が定期的に公表されます。

## ④「年金第三者委員会」における記録確認

社会保険庁に記録がなく、本人も領収書などの物的な証拠を持つていない場合は、本人の立場に立ち、申し立てを十分に汲み取り、さまざまな関連資料を検討し、記録訂正に関し公正な判断が示されるよう「年金記録確認第三者委員会」が総務省に設置されました。

### ○年金相談について

各社会保険事務所での相談は可能ですが、電話での相談も行なわれています。

ご自身の納付記録および加入記録について不安のある方、または再度記録確認をしたい方は、ご相談ください。

### ◆本人以外が相談されるとき

- ①または③に加えて
- ④本人からの委任状
- ⑤代理の方の本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など）

### ○国民年金の問い合わせ先

神埼市役所 健康増進課  
☎ 37-10115

または、各総合支所窓口まで

## 《相談に必要なもの》

### ◆本人が相談するとき

- ①年金手帳または基礎年金番号通知書（複数お持ちの場合はすべて）もしくは年金証書（年金受給者の方）
- ②本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など）
- ③年金手帳が見つからない場合は、社会保険事務所や社会保険業務センターから最近送付された書類

今後、社会保険庁から個人の年金加入記録の送付が予定されています。年金の記録をご確認いただき、不明な点があればお気軽にご相談ください。

## ○神埼市の対応

市でも窓口での年金相談や国民年金の納付記録のコピーなどの対応をしています。お気軽にご相談ください。

なお、国民年金の記録については、旧町村単位で保管しています。

また、社会保険庁から個人の年金加入記録の送付が予定されています。

※お盆期間中も平常どおり業務を行います。

## 毎週(平日)火曜日は、午後7時まで窓口延長

### ○神埼市庁舎：本庁(下記窓口)のみ

市民課市民生活係 ☎ 37-0116  
健康増進課 国保年金医療係 ☎ 37-0115

※時間外のため、一部取り扱えない業務もあります。

詳しくは、お尋ねください。